

小野市スポーツ賞表彰規則運用基準

(趣旨)

第1条 小野市スポーツ賞表彰規則(平成10年度小野市規則第44号。以下「規則」という。)に基づく表彰に関する事務の取扱は、規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(表彰の範囲及び基準)

第2条 規則第3条第1項各号に規定する表彰の具体的範囲及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条第1項第1号に規定する「権威ある全国又は国際競技会」で権威ある全国競技会とは、国民スポーツ大会、日本選手権大会とする。国際競技会とは、オリンピック大会、世界選手権大会、アジア大会、ユニバーシアード大会及びパラリンピック大会等とする。「最高の成績」とは、権威ある全国競技会において第1位又は権威ある国際競技会において入賞以上の成績とする。
- (2) 規則第3条第1項第2号に規定する「各種スポーツ」とは、競技会以外のスポーツとする。
- (3) 規則第3条第1項第3号に規定する「権威ある競技会において最高の成績を収めた選手」とは、国民スポーツ大会、日本選手権大会以外の全国大会で第1位になった選手とし、中学校及び高等学校については、全国総合体育大会において第1位になった選手とする。また、権威ある全国大会において第3位以上の成績を収めた選手を含めるものとする。ただし、市内団体については、上位入賞を含める。(規定については、別に定める)
- (4) 規則第3条第1項第4号に規定する「特に優秀な成績」とは、県大会第1位、近畿大会第3位以上、全国大会入賞以上又は権威ある全国大会に出場した選手とする。
- (5) 記録会の成績は表彰の範囲と認めない。冠大会については日本スポーツ協会又は兵庫県スポーツ協会主催の場合のみその範囲と認める。
- (6) マスターズ競技選手権大会の成績については、全国大会第3位以上をスポーツ選手賞の表彰の範囲とする。
- (7) 参加者が10名(団体は10チーム)以下、クラブチーム、ニュースポーツ及び障がい者大会の全国大会については、マスターズ競技選手権大会に準じ、全国3位以上をスポーツ選手賞の表彰範囲とする。
- (8) 規則第4条第4号については、市への貢献度を考慮し選考する。

2 スポーツ功労賞に該当する者の基準は、小野市スポーツ協会又は小野市スポーツ協会の加盟団体の役員として次の在職期間を満たす年齢50歳以上のものとする。

ただし、受賞1回限りとする。

区 分	小野市スポーツ協会	加 盟 団 体
会 長		通算6年
副 会 長	通算6年	
理 事 長	通算6年	
理事・監事	通算6年	

(2) 上記以外の者でスポーツ功労賞に値すると認められるものについては、その都度審議するものとする。

3 スポーツ特別栄誉賞は、規則第3条第2項に定めるものとしてふさわしい特に顕著な功績があった場合に、その都度協議して決定するものとする。

(賞品等の授与)

第3条 規則第6条第1項に規定する賞品は、次のとおりとする。

- (1) 井上増吉賞 井上増吉賞牌
- (2) スポーツ特別賞 トロフィー等その種目にあった賞品
- (3) スポーツ大賞 盾又はメダル
- (4) スポーツ選手賞 盾
- (5) スポーツ功労賞 ブロンズ又はメダル
- (6) スポーツ勲功賞 ブロンズ又はメダル
- (7) スポーツ特別栄誉賞 トロフィー等その種目及び功績にあった賞品

2 規則第6条第2項に規定する褒賞金の加授及び金額は、功績や社会状況等に応じて、その都度協議して決定するものとする。

令和2年11月1日改正